

○農林水産省令第三十七号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）並びに第五条第二項及び第四項の規定に基づき、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十年五月十六日

農林水産大臣 若林 正俊

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則

（基本方針の協議の手續）

第一条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による協議は、協議書及び同条第四項の規定により都道府県知事が公表しようとする基本方針を農林水産大臣に提出してするものとする。

2 法第三条第五項において準用する同条第三項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項

及びその理由を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

(特定間伐等促進計画の協議の手続)

第二条 法第四条第六項の規定による協議は、協議書並びに同条第七項の規定により市町村が公表しようとする特定間伐等促進計画及び当該特定間伐等促進計画の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。

2 法第四条第八項において準用する同条第六項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類並びに当該変更に係る森林の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。

(農林水産大臣に提出する特定間伐等促進計画の添付書類)

第三条 市町村は、法第五条第一項の規定により農林水産大臣に特定間伐等促進計画を提出する場合においては、当該特定間伐等促進計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定間伐等促進計画の区域を表示した図面

二 次条第一項の規定により法第五条第二項の交付金の額の限度を算出するために必要な資料

(交付金の交付の方法等)

第四条 法第五条第二項の交付金は、特定間伐等促進計画を提出した市町村ごとに交付するものとし、その額は、農林水産大臣の定めるところにより算出された額を限度とする。

2 前条及び前項に定めるもののほか、交付金の交付の対象となる事業、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、農林水産大臣の定めるところによる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。